

# 高齢者外出 支援事業について

**質問(深澤賢市議員)** 高齢者外出支援事業について伺います。

**答弁(市長)** この事業は、一般の交通機関を利用することが困難な方に、自宅から医療機関等までの交通の便を確保することで、自宅で自立した生活を続けることができるよう支援する事業であります。対象者は六十五歳以上のひとり暮らしの高齢者、六十五歳以上の高齢者だけの世帯、要介護、要支援の認定を受けていて家族

等による送迎が困難な方、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちのひとり暮らしの方を対象に支援しております。利用回数は、利用限度を設けておまして、週一往復の割合で、年間五十一往復までとなっております。一回の利用料金は千八百円でありまして、そのうち自己負担として、片道あたり三百円を利用者からいただいております。この事業は、社会福祉協議会に委託している事業



里山林整備事業により発育促進が図られる広葉樹林  
(ピアートホール周辺)

# とちぎの元気な森づくり 県民税について

**質問(益子岩夫議員)** 四月からスタートするとちぎの元気な森づくり県民税事業について伺います。

**答弁(市長)** とちぎの元気な森づくり県民税条例は、全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、とちぎの元気な森を次世代に引き継ぐ施策を実行するため制定されたものです。税額は、県民税の均等割額に上乗せをする形で個人

と法人に課税され、個人分は年額七百円、法人分は法人県民税の均等割額の7%相当額とし、県の税収規模は年間約八億円を見込んでおり、平成二十年度から十年間実施されます。事業については、「元気な森づくり」と「森を育む人づくり」からなっており、元気な森づくりでは、栃木県が実施する事業として、荒廃している民有の人工林の間伐を行う「元気で安全な奥山林整備事業」と、市や町が

実施主体となつて行う「明るく安全な里山林整備事業」になっております。市や町が実施する「明るく安全な里山林整備事業」では、将来まで守り育てる栃木の里山林整備、「通学路等の安全・安心を確保する里山林整備」、「野生獣害を軽減する緩衝帯としての里山林整備」となっております。県と市町が共同で取り組む森を育む人づくりでは、県民の森づくり活動への支援、森林の大切さの理解促進のために木の良さ普及啓発活動、ボランティア情報収集、発信、森林環境学習支援などのソフト事業となっております。

で、年度ごとに社会福祉協議会において入札を行い、業者を選定しております。高齢者外出支援事業の登録者数は、平成十九年十二月末現在で約九百六十人、一カ月の平均利用回数は八百六十回、平成十九年四月からの利用者の実数は約三百八十人です。四台の移送車両で相乗りをお願いしながら事業を行っているところでありまして、同じ時間に病院の予約をとる傾向があり、午前中は利用できない場合もあります。できれば、午後の予約に変更してご利用いただけますと、有効に利用できるものと考えております。



高齢者の自立した生活を支援